

別表 リスクの負担区分

リスクの種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
法令の変更	受注者が行う広告事業及び維持管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	物価変動		○
金利	金利変動		○
不可抗力 ※1	広告事業の変更、中止、延期	協議事項	
事業の中止・延期	発注者の責任による遅延・中止 ※2	○	
	第三者の原因による遅延・中止		○
	受注者の責任による遅延・中止		○
	受注者の事業放棄・破綻		○
申請費用	各種申請費用の負担		○
需要変動 ※3	当初の需要見込みと異なる状況		○
維持管理費の膨張	広告枠等及び関連機器等の維持管理経費の膨張		○
地下通路施設の損傷 ※4	広告の掲載及び撤去並びに維持管理上の瑕疵によるもの		○
債務不履行	発注者の責任による契約内容の不履行	○	
	受注者の責任による契約内容の不履行		○
損害賠償	広告の掲載及び維持管理並びに撤去の際の事故により発注者又は第三者に損害を与えた場合		○
地下通路の閉鎖・通行止め ※5	発注者の責任による連続する7日間以上の場合	○	
	発注者の責任による連続する7日間未満の場合		○
	道路管理上の作業のための通行止め		○
	地下通路及び接続施設のメンテナンス等の場合		○
	第三者の責任・原因による場合		○
	受注者の原因による場合		○
広告・広告枠及び関連機器等の損傷 ※6	地下通路施設を原因とするもの	○	
	不慮の事故によるもの（人為的要素含む）		○
引継費用	広告枠の引継ぎ（事業終了前及び次期広告事業者の準備を含む。）費用の負担		○
その他	これらに該当しない事象が発生した場合		○

※1 不可抗力とは、自然災害（地震・台風等）、感染症等の拡大、その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ受注者及び発注者がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。

※2 発注者の責任により、広告枠等の一部が使用できなくなった場合、別紙「広告枠等寸法図」に記載している面積に基づいた広告面の総合計面積をもとに、広告面面積割及び日割で計算し、既に使用料を納入済の場合は差額を返還し、納入前の場合には減額して請求する。

なお、発注者は受注者に対し、使用料の返還または減額以外、損害賠償、補償等その他名目の如何を問わず金員の支払い等は一切行わない。

※3 発注者の施策で、新たに地下通路に別の広告枠等を設置し、別途広告事業者を募集する場合がある。この場合、契約金額の変更、損害賠償、補償等その他名目の如何を問わず金員の支払いを行わない。

※4 広告事業実施に伴う地下通路施設及び地下通路関連機器等の損傷リスクの対応
広告枠等及び関連機器等の維持管理上及び、広告掲出作業において瑕疵があるときは、受注者の負担とする。

- ・地下通路施設とは、地下通路本体（壁、床、天井等で構造上重要な構造物及び内装等）をいう。
- ・地下通路関連機器等とは、設備機器（照明機器、空調機器、案内表示、消防設備、動く歩道等）をいう。

※5 地下通路の閉鎖・通行止めの場合のリスク対応

i 発注者の責任による連続する7日間以上の閉鎖または通行止めを行う場合、納入された使用料を、「※1」に記載同様に取り扱う。日割計算は7日目を起算日とする。なお、発注者は受注者に対し、使用料の返還または減額以外、損害賠償、補償等その他名目の如何を問わず金員の支払いを行わない。

ii 発注者の責任による連続する7日間未満の閉鎖・通行止めの場合、使用料は返還しない。また損害賠償、補償等その他名目の如何を問わず金員の支払い等は一切行わない。

iii 道路管理者として、発注者が緊急的な対応・作業等を行う場合、受注者は発注者に協力しなければならない。なお、この場合、使用料は返還しない。また、損害賠償、補償等その他名目の如何を問わず金員の支払いを行わない。

iv 地下通路の接続施設の休業並びに当該接続施設または地下通路のメンテナンス等の事情により、地下通路を閉鎖する場合、使用料の返還または減額をしない。

また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず、金員の支払いを行わない。

v 第三者が原因として起こった事故・事件等より、地下通路が閉鎖又は通行止めになった場合、損害賠償、補償等その他名目の如何を問わず金員の支払いを行わない。

※6 広告、広告枠等及び関連機器等の損傷リスク

- i 地下通路の構造・内装等を原因として、広告、広告枠等及び関連機器等が損傷した場合は、発注者の負担とする。この場合の発注者の負担する範囲は、修繕にかかる費用のみとし、広告事業者は修繕を行うに際して、事前に発注者に修繕内容及び見積書を提示し、発注者の同意を得たうえで修繕を行うものとする。なお、発注者の同意なしに修繕を行った場合、発注者は費用を負担しない。
- ii 不慮の事故（人為的要素含む）により、広告・広告枠等及び関連機器等が損傷した場合は、事前に発注者の同意を得たうえで、受注者の負担により、受注者がその修繕を行うものとする。